

第3章 うるおいのある安全・安心なまち

■ 1. 自然・地球環境の保全

1. 地球温暖化対策
2. 水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策
3. 環境保全活動の推進
4. 公害対策
5. 新エネルギーの推進
6. 動物愛護の推進

■ 2. 循環型社会の形成

1. ごみの減量化の推進
2. リサイクルの推進
3. 不法投棄の防止対策

■ 3. 基地対策の充実

1. 障害防止対策の充実
2. 百里基地周辺地域振興・環境整備

■ 4. 防災対策の充実

1. 防災体制の強化
2. 自主防災の強化
3. 総合的な危機管理体制の充実

■ 5. 消防・救急体制の充実

1. 消防力の強化
2. 火災予防対策の推進
3. 救急救助体制の強化
4. 市民の救急対応能力の向上

■ 6. 交通安全対策の充実

1. 交通安全運動の推進
2. 交通事故被災者への支援・相談の充実
3. 交通安全施設の充実

■ 7. 生活安全対策の充実

1. 地域防犯体制の確立
2. 消費生活の安全の確保

1 自然・地球環境の保全

基本方針

かけがえのない自然環境を次代に継承するため、「市地球温暖化防止実行計画」に基づいた地球温暖化対策や、新エネルギーの活用に取り組みます。また、市民・事業者と協力して、霞ヶ浦や河川の浄化対策及び公害対策を推進します。

現況と課題

地球温暖化は、地球全体の気候に影響を与えるだけでなく、生態系にも大きく影響すると予想されています。さらに、それらの自然環境の変化が人間社会へも大きな影響を及ぼすと考えられ、極めて深刻な事態を招いていることから、早急な対策が求められています。

産業型の公害による影響については、各種の規制や事業者の努力などにより改善がみられるものの、生活様式の多様化による水質汚濁や、自動車排出ガスによる大気汚染など、市民生活そのものに起因する都市・生活型公害が発生しており、環境に大きな影響を与えています。

このような状況の中、本市においても、地球温暖化防止対策として、環境教育を推進し、環境の保全について市民一人ひとりの意欲を高めていくことが求められています。

霞ヶ浦浄化・水質汚染に対しては、公共下水道の整備や事業用排水の排出規制など、県と流域市町村の連携により進められてきましたが、平成22年度の霞ヶ浦のCOD*は8.2mg／ℓと昭和40年代前半の5mg／ℓにはまだまだ及ばないのが現状です。今後も引き続き、関係機関との連携による生活排水対策や市民意識の啓発など、水質浄化に向けた取組を進めていく必要があります。

また、騒音・振動などについても、市民の生活環境の維持・向上を図るために、適切に対処していく必要があります。

平成23年3月の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故による本市の放射能対策についても、教育施設のほか、市内各施設における環境放射線モニター測定や、水道水、農作物などへの放射線の影響に関する調査を引き続き実施し、安全・安心な環境を管理していく必要があります。

また、環境負荷を極力少なくし、持続的にエネルギーの供給が可能となるように、太陽光エネルギーなど新エネルギーの普及・啓発も進めていくことが必要です。

さらに、飼い主の飼育放棄による愛玩動物の野生化や、散歩時のマナーなども問題が拡大しつつあり、思わぬ事故の発生や自然生態系の破壊へ発展する場合もあることから、その対策が必要となっています。

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■巴川・恋瀬川、わくわく探検隊の参加者数 環境問題に対する市民の意識啓発を図るため、霞ヶ浦環境科学センターが取り組む環境保全活動に多くの市民の参加を目指す。	120人	500人
■園部川のBOD*値の低減 環境保全活動や水質監視員の活動などの推進により、園部川のBOD*値の低減を目指す。	1.8mg/l	1.5mg/l
■巴川のBOD*値の低減 環境保全活動や水質監視員の活動などの推進により、巴川のBOD*値の低減を目指す。	1.3mg/l	1.2mg/l

個別施策

1. 地球温暖化対策《3101》

①「市地球温暖化防止実行計画」に基づき、庁内で率先して取り組みながら、市全体で温室効果ガス*発生抑制に向けた啓発を行います。

2. 水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策《3102》

①茨城県の生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の工場・事業者に対する排水規制を徹底するよう指導に努めます。

②水質監視員による霞ヶ浦・流域河川の監視活動を実施するとともに、霞ヶ浦流域市町村との連携を図り、広域的な水質浄化の取組みを推進します。

③霞ヶ浦流域市町村と連携して、放射能対策や水質対策など霞ヶ浦の環境保全に対する、国や県による各種事業の継続実施を促進します。

3. 環境保全活動の推進《3103》

①学校教育における体験学習や生涯学習における環境をテーマとした講座・教室など、環境教育を推進します。

②環境保全に関する指導者を育成するとともに、環境保全に関する情報の提供に努めます。

③霞ヶ浦清掃大作戦など、霞ヶ浦浄化に向けた活動を推進するとともに、霞ヶ浦環境科学センターで実施している巴川探検隊、恋瀬川探検隊、小美玉わくわく探検隊への参加促進を図ります。

4. 公害対策《3104》

①公害防止協定を締結している事業所への立ち入り調査を実施するとともに、その他の事業所についても公害防止協定の締結を促進していきます。

②大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などの公害については、市民からの情報に基づいて適切に対処します。



③東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故に伴う、本市の放射線量について、市内各施設における放射線量率の測定や、食品等の放射性物質の検査等を行い、市民への情報提供に努めます。また、国・県等と連携し、市民の被ばく線量の低減化に取り組みます。

第3章 うるおいのある安全・安心なまち

5. 新エネルギーの推進《3105》



重点
3

- ①太陽光エネルギーなど新エネルギーの活用に、市が率先して取り組むとともに、市民や事業者への普及・啓発に努めます。

6. 動物愛護の推進《3106》

- ①県動物指導センターと連携し、広報、パンフレット、看板掲示等あらゆる機会を通じて、愛玩動物の飼育責任や適正な管理、散歩時のマナーなどを啓発します。



2 循環型社会の形成

基本方針

ごみの分別収集などにより、ごみの減量化や資源化を促進するなど、市民のリサイクル意識の啓発を図り、将来にわたって環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を目指します。

また、ごみの不法投棄などを防止するため、監視体制の強化に努めます。

現況と課題

20世紀のような大量生産・大量消費・大量廃棄は環境負荷が高く、地球の限りある資源を浪費するものであるという反省から、平成12年に「循環型社会基本法」が制定され、ライフスタイルや経済活動の見直しによる、将来にわたって持続可能な循環型社会への転換が図られてきました。

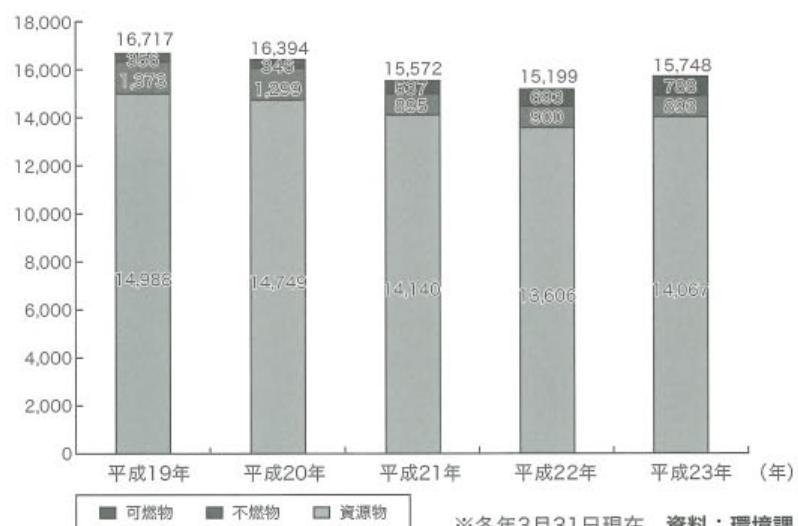
廃棄物・リサイクル政策の分野では、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル））を通じて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の構築に取り組んでいます。本市においても、ごみ処理における一部ごみの有料化、ペットボトルや古紙などのリサイクルが進められていますが、小川、玉里地区と美野里地区は処理施設が異なることから、個別の収集体制となっています。

処理施設の機能強化や耐用年数などの課題もありますが、一体性を確保するためにも、今後はごみ処理施設の広域化を検討していく必要があります。

また、市民レベルのリサイクルへの取組みについては、本市のリサイクル活動の理念である「もったいない」をキーワードに、家庭や学校、地域活動を通して進められています。

不法投棄については、不法投棄が多発する地区への監視カメラの設置や不法投棄監視員による巡回監視が行われていますが、特に悪質な建築資材などの産業廃棄物の投棄が増加する傾向にあることから、監視・通報体制を強化する必要があります。

【ごみ処理状況】



※各年3月31日現在 資料：環境課

第3章 うるおいのある安全・安心なまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■ごみの排出量（年間）（市民一人あたり） ごみの分別収集やリサイクル活動の推進により、年間ごみ排出量の削減を目指す。	288kg / 年 / 人	280kg / 年 / 人

個別施策

1. ごみの減量化の推進《3201》

- ①ごみ処理施策の一体性を確保するため、ごみ処理の広域化を検討します。
- ②生ごみの減量化と堆肥化を図るための市民の取組みを支援します。
- ③マイバッグ、ふろしきなどによるレジ袋の削減を継続しながら、不要品の再利用などについての啓発に努め、家庭から排出されるごみの削減を促進します。

2. リサイクルの推進《3202》

- ①市独自のリサイクル運動の理念「もったいない」をキーワードに、市民協働による「もったいない小美玉運動」を推進します。
- ②リサイクル運動を全市的に推進していくため、フリーマーケットなどの市民による環境活動を支援します。

3. 不法投棄の防止対策《3203》

- ①不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの活用や、不法投棄監視員による巡回監視の強化に努めます。
- ②不法投棄の早期解決を図るため、指導・処分・取締りの徹底を関係機関に要請します。
- ③市民や市内事業者に対して、クリーン作戦の実施や不法投棄看板の配布などを通じて、廃棄物の不法投棄防止についての啓発に努めます。



3 基地対策の充実

基本方針

防衛施設との共存を目指し、基地周辺の生活環境の整備や民生安定の向上に努めます。

現況と課題

航空自衛隊百里基地は首都圏防衛の重要な基地であり、第7航空団及び偵察航空隊などが配備されています。

基地は広大な面積を占有しているだけでなく、航空機の訓練による飛行騒音など、航空防衛施設特有の不利益や障害を周辺地域に与えています。

本市では、これまで航空機の騒音による被害を軽減するため、住宅の防音工事を促進するとともに、基地周辺住民の生活環境の整備や民生安定の向上などに積極的に取り組んできました。

本来、基地の安定使用に資するための施策は、基本的には国の責任において処理すべきものですが、基地と共に存した地域づくりを進めていくためには、基地の存在が周辺住民の生活や本市の土地利用などに与えている影響の実態を的確に把握し、それを是正するための対策を図っていく必要があります。

本市においても、引き続き基地周辺の生活環境の向上や民生安定事業などの充実を図るとともに、基地周辺地域振興策のより一層の充実を目指した取組みを進めていく必要があります。

今後は、現在設置されている騒音測定器で測定できる区域外を飛行する航空機の騒音を把握するために、騒音測定器の増設を図るとともに、国が取得した移転措置事業による未利用地（緑地）について、地域振興に資するよう有効的な土地利用を図っていくことが必要です。

■騒音区域図



第3章 うるおいのある安全・安心なまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■騒音測定器の増設 騒音の実態をより正確に把握するため、関係機関に要請し、騒音測定装置の増設を目指す。	2カ所	10カ所

個別施策

1. 障害防止対策の充実《3301》

①百里基地から離発着する航空機の騒音などによる障害を軽減するため、実態に即した対象区域の拡大や内容の拡充などに努めます。

2. 百里基地周辺地域振興・環境整備《3302》

①周辺地域の生活環境の向上を図るため、地域振興策の充実に努めます。

②移転措置事業により国が取得した未利用地（緑地）については、公益性等を勘案しつつ、有効利用を検討します。



4 防災対策の充実

基本方針

市民の安全・安心を確保するため、「市地域防災計画」に基づき、防災体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。また、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るとともに「市国民保護計画」に基づき、総合的な危機管理体制の構築を目指します。

現況と課題

地震、集中豪雨など多発する自然災害に対して、地域が一体となった防災への取組が求められている中、本市においても「市地域防災計画」を基本とした、個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティなどによる共助、行政による公助が相互補完した防災体制を確立し、減災社会の実現を目指して取り組んでいるところです。

市民の安全・安心を確保するためには、防災行政無線など情報伝達手段の充実、自主防災組織の育成、市民参加の防災訓練の実施や災害時における避難場所の周知徹底など、災害予防体制を確立するとともに、災害発生時には地域との連携による避難・救出・救護などの初期活動による災害の軽減を図っていく必要があります。また、高齢者や障がい^{*}者など、災害時の避難に支援が必要な人が安全に避難できるよう、自主防災組織と行政の連携により災害時要援護者^{*}（災害弱者）対策を講じる必要があります。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、近隣市町に比べて本市は比較的被害が少なかったとはいえ、道路の破損や屋根瓦の倒壊などの被害が市内のあちこちで数多く発生し、この際にも地域のコミュニティが有効に機能したといわれています。

政府の地震調査委員会においては、南関東で今後30年以内に70%の確率で地震規模M7程度、震度6程度の地震が発生すると予想されているため、地域活動の育成、防災活動拠点の設置の検討、周辺市町との広域防災による取組の検討や人的災害対策の更なる充実が求められています。

また、「市地域防災計画」では、市庁舎をはじめとする公共施設は、災害時の対策拠点または緊急避難場所となっていますが、昭和56年以前の建築基準で設計されている施設もあり、耐震性が十分ではないため、今後発生が予想される地震に対応できるよう公共施設などの耐震化を図る必要があります。

■避難場所

1 小川公民館	23 堅倉小学校
2 小川小学校	24 美野里中学校
3 野田小学校	25 茨城県立中央高等学校
4 上吉影小学校	26 希望ヶ丘公園
5 下吉影小学校	27 東平児童公園
6 橋小学校	28 堅倉わんぱく公園
7 小川南中学校	29 先後公園
8 小川北中学校	30 仲丸池公園
9 小川文化センター	31 堅倉運動広場
10 小美玉温泉ことぶき	32 羽鳥運動広場
11 小川B&G海洋センター	33 納場運動広場
12 小川運動公園	34 江戸住宅公園
13 やすらぎの里小川	35 玉里保健福祉センター
14 茨城県立小川高等学校	36 生涯学習センター
15 四季の里	37 玉里中学校
16 美野里公民館	38 玉里小学校
17 羽鳥公民館	39 玉里北小学校
18 農村女性の家	40 玉里東小学校
19 農村環境改善センター	41 玉里幼稚園
20 竹原小学校	42 玉川地区学習等供用施設
21 羽鳥小学校	43 玉里運動公園
22 納場小学校	44 高崎集落センター



第3章 うるおいのある安全・安心なまち

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■公共施設の耐震化率 改正耐震改修促進法に基づく国土交通大臣の基本方針を受け、公共施設の耐震化率の向上を目指す。	66%	90%
■市民参加型の防災訓練回数 災害時に備え、市民の自主防災意識を高めるため、市民参加型の実践的な訓練を年1回以上実施することを目指す。	1回	1回

個別施策

1. 防災体制の強化《3401》

①緊急災害時における迅速かつ確実な情報伝達を図るため、戸別受信機の設置を推進するなど、聞き取りやすい防災行政無線施設の充実に努めます。



②災害時の被害拡大の抑止を図るため、防災対策の基本情報となる防災ハザードマップの見直しを進めるとともに、危険箇所や避難場所などの内容についての周知に努め、市民への浸透を図ります。



③国、県、関係機関との広域的な防災体制の充実・強化に努めるとともに、情報提供システムの充実や的確な活用を図ります。



④実践的な総合防災訓練や防災講習会を継続的に実施するとともに、地域防災力の向上に向けた地域ごとの防災訓練と連携し、防災意識の普及に努めます。



⑤災害時に対策拠点・緊急避難場所となる公共施設などの耐震化を進めるとともに、避難経路の安全確保に努めます。

⑥土砂崩れなどの自然災害を未然に防止するため、県と連携を図りながら、危険箇所の点検に努めます。

⑦大規模災害発生後に集中が予想される救援物資や災害ボランティアの受入態勢の整備を進めます。



⑧災害時の備えとして、食糧や災害対応機材などを保管する防災倉庫の整備を進めます。

2. 自主防災の強化《3402》

①「自分たちのまちは自分たちで守る」といった市民一人ひとりの防災意識を高め、自主防災組織の育成・支援を通じて防災コミュニティの醸成を図るとともに、地域において自主的な防災活動が行えるよう、防災訓練などを通じて助言・指導に努めます。



②災害時の要援護者*に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織、福祉ボランティア団体などによる支援組織の整備と活動の促進を図ります。



③住宅の減災対策として、耐震化を促進するとともに、防災に対する意識の高揚を図るための普及・啓発に努めます。



④食糧備蓄をはじめとした、各家庭における平時からの災害時対応についての啓発に努めます。

3. 総合的な危機管理体制の充実《3403》

- ①「市国民保護計画」に基づき、武力攻撃などから国民の生命や財産を守る国民保護対策を推進します。
- ②危機管理意識の啓発を図るとともに、非常時対応体制の充実を図るため、総合的な危機管理体制の構築を図ります。



第3章 うるおいのある安全・安心なまち

5 消防・救急体制の充実

基本方針

各種の災害に迅速かつ確実に対応できるよう、消防体制及び予防対策を充実させ、被害の軽減を目指します。また、増加する救急需要に対応するため、救急・救助体制の確立や市民への応急手当の普及啓発により、救命体制の構築を目指します。

現況と課題

近年では、火災をはじめとした各種災害は複雑多様化・大規模化してきており、火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団の体制強化や、市民と行政などが連携した消防防災体制の一層の充実を図るなど、消防力の強化が求められています。

本市では、火災をはじめ各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、消防施設・設備を計画的に整備するとともに、消防職員の技術・技能の向上を図っているところです。

また、消防行政に関する運営の効率化や基盤強化を図り、市民サービスを向上させるため、消防の広域化、消防救急デジタル無線・指令センターの整備に向けての取組みが進められています。

一方、救急需要については、年々増加する傾向にあるため、救急救命士の育成と人員の確保、緊急時における救急・救助体制の充実が求められています。また、救急車が到着するまでの応急手当が生死を分けることもあることから、自動体外式除細動器（A E D *）などによる応急手当ができる市民を増やすための情報提供や、学習の機会拡充などの取組みが求められています。

■火災の発生状況

区分	火災件数					建物		林野		死者	負傷者
	総数	建物	林野	車両	その他	焼損棟数	焼損面積 (m ²)	焼失面積 (a)			
平成20年	27	14	5	3	5	21	584	92	0	3	
平成21年	14	9	1	1	3	9	350	0	0	1	
平成22年	26	15	1	4	6	27	1,108	8	0	4	
平成23年	33	16	2	8	7	17	535	9	1	5	
平成24年	38	22	2	4	10	42	4,194	8	5	5	

資料：消防本部

■消防署



施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■防火診断 住宅火災の出火件数及び死傷者の低減を図るため、住宅防火診断の実施件数の増加を目指す。	932 件	1,800 件
■火災発生による死者数 自治防災組織と連携を図り、火災予防知識の普及・啓発に努め、火災による死者数ゼロを目指す。	6人	0人
■救急講習受講者数（AED*） 市民による応急救手当が可能となるよう、自動体外式除細動器を用いた救急救命講習会の参加者数の増加を目指す。	4,416 人	6,000 人
■AED*ステーション認定数 突然の心肺停止時に有効な機材であるAED*の設置事業所を普及させるため、AED*ステーション登録事業所の増加を目指す。	23 件	70 件

個別施策

1. 消防力の強化《3501》



重点
3

- ①火災などの発生に際し、迅速かつ適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材などの整備、防火水槽及び消火栓の増設などによる消防水利の充実に努めます。
- ②初期消火活動や事後処理などにおいて重要な役割を果たす消防団の充実強化・活性化を推進します。特に、消防団員の確保が消防力の向上につながることから、団員確保を積極的に促進します。

2. 火災予防対策の推進《3502》

- ①住宅火災の出火件数及び死傷者を低減させるため、自治組織との連携を図り、防火診断、防火教室及び防災フェアなどを開催し、火災予防知識の普及を積極的に推進します。
- ②事業所などからの災害を防止するため、防火対象物の消防用設備などの是正及び防火管理者、危険物取扱者（危険物施設）に対する火災予防の指導に努め、災害の未然防止と軽減を図ります。

3. 救急救助体制の強化《3503》

- ①救命効果を向上させるため、救急・救助資機材などの充実を図ります。
- ②救助活動における各隊の連携及び隊員の知識・技術の向上、さらには、医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進します。

4. 市民の救急対応能力の向上《3504》

- ①救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、自動体外式除細動器（AED*）の取扱いなど応急救手当の普及啓発を推進します。

第3章 うるおいのある安全・安心なまち

6 交通安全対策の充実

基本方針

関係機関と連携しながら、予防対策として交通安全教育、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通事故被災者への支援の充実を図り、交通事故発生件数の一層の削減、交通事故死者数ゼロのまちを目指します。

現況と課題

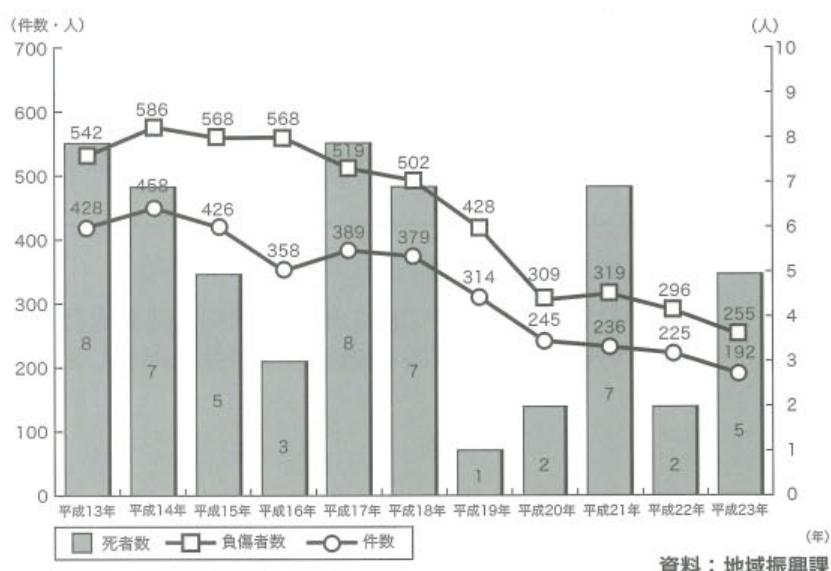
自動車保有台数や運転免許所持者の増加、通過交通量の増大などにより交通安全対策の重要性はますます高まっています。また、高齢社会を迎え、交通事故死の割合が高い高齢者を対象とした交通安全対策が重要な課題となっています。

本市における平成23年度の交通事故発生件数は192件、死者数は5人となっており、死者数は年によって増減しますが、交通事故発生件数は年々、減少傾向にあります。

このような状況の中、本市においては、市民一人ひとりの安全意識を高めるため、季節ごとの交通安全運動期間のキャンペーンをはじめ、年齢層に応じた交通安全教育や年間を通じた各種啓発活動を実施しています。

今後は、交通事故発生件数の一層の削減、交通事故死者数ゼロを目指し、予防対策として交通安全教育や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通事故被災者への支援の充実を図る必要があります。

【死傷者数・交通事故発生件数】



資料：地域振興課

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■県民交通災害共済加入率 交通事故による被災者の救済を図るため、県民交通災害共済の加入率の向上を目指す。	5.38%	10%

個別施策

1. 交通安全運動の推進《3601》

- ①各季交通安全キャンペーンなど、各種啓発活動の充実を図り、市民一人ひとりの安全意識を高めます。
- ②事故増加傾向にある高齢者をはじめ、年齢層に応じた交通安全教育・啓発に努めます。

2. 交通事故被災者への支援・相談の充実《3602》

- ①交通事故被災者の救済を図るため、県民交通災害共済への加入を促進します。

3. 交通安全施設の充実《3603》



重点
3

- ①歩行者などの安全を確保するため、関係機関と協力し、横断歩道、道路標識、信号機などの交通安全施設の整備に努めます。



第3章 うるおいのある安全・安心なまち

7 生活安全対策の充実

基本方針

市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の向上に努め、犯罪のない地域社会の実現を目指します。

また、市民が消費に関するトラブルに巻き込まれないよう、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、消費に関する情報提供など啓発活動を推進します。

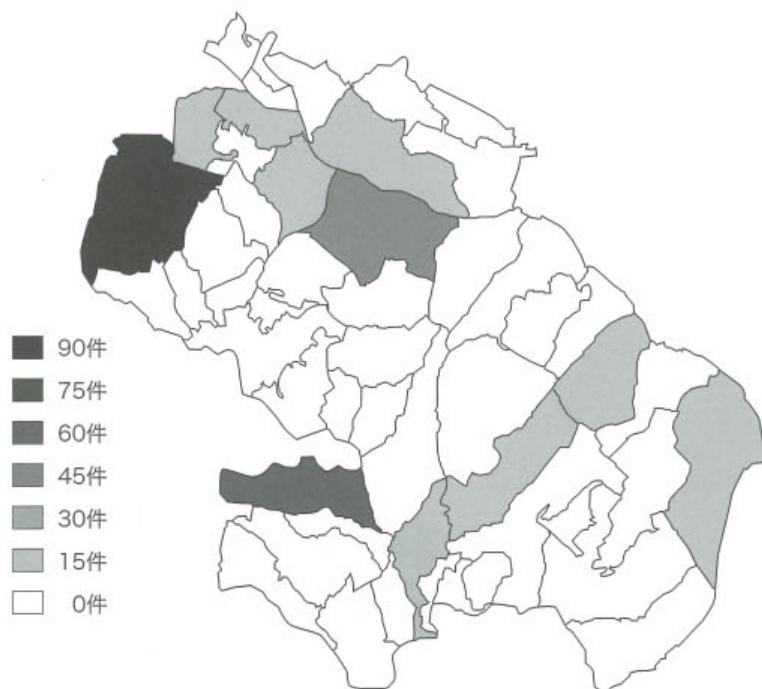
現況と課題

社会構造や生活様式の多様化・複雑化などを背景に様々な犯罪の発生がみられ、地域においても、都市化の進展や核家族化などの社会環境の変化や、地域社会の連帯感の希薄化に伴い、犯罪の発生する要因が増えています。中でも近年では、振り込め詐欺やインターネットによる消費者被害、一人暮らしや認知症高齢者を狙った消費者被害などが社会問題化しています。

本市においては、犯罪のない地域社会を実現するため、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めるとともに、地域と警察などの関係機関が一体となった防犯体制の充実を図り、防犯抑止機能の向上に努めていく必要があります。

特に、高齢者や若年層などは被害を受けやすいことから、想定される状況に応じて、きめ細かく対応し、消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、被害者保護の体制づくりを進めていくことが求められています。

■犯罪件数の状況



※平成23年12月31日現在 資料:茨城県警察本部

施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
■自主防犯組織数 関係機関や関係団体とのネットワークを強化し、地域における防犯力向上を図るため、自主防犯組織の増加を目指す。	19団体	24団体

個別施策

1. 地域防犯体制の確立《3701》

重点
3

①関係機関との連携を図りながら、複雑、多様化する犯罪に関する最新の情報や予防策の提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。

重点
3

②地域や関係機関との連携を図りながら、子どもや高齢者を対象とした防犯対策を推進します。

重点
3

③自警団をはじめ、コミュニティなど、地域の関係団体の防犯ネットワークを強化し、地域における自主的な防犯活動を支援します。

2. 消費生活の安全の確保《3702》

重点
3

①商品の安全性や様々な消費者トラブルについて、広報や行政・消費生活関連団体などを通じて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供を行い、未然・拡大防止に努めます。

重点
3

②消費者被害の巧妙化に伴い、「県消費生活センター」だけではなく、警察や弁護士と連携しながら、消費者からの被害・苦情・問い合わせなどに対し、「市消費生活センター」において助言や情報提供を行うなど、相談体制の充実を図ります。

